

福岡市景観計画

Landscape Plan of FUKUOKA City

地区別編

御供所地区 都市景観形成地区



はじめに

本市では、豊かな自然と悠久の歴史に培われた風格のある美しいまちなみを創造していくため、「福岡市都市景観条例」及び「福岡市景観計画」を制定し、市民・事業者との共働のもと、景観形成の誘導や都市景観賞などの各種施策を展開し、市民が愛着を持ち魅力を感じる景観づくりを推進しています。

「福岡市景観計画」は、景観法の制定を受けて、これまでの取り組み姿勢を踏襲しつつ、魅力ある都市景観の形成に向けた施策の充実とより一層の実効性の確保を目的に策定したものです。

この景観計画では、地域の特性を活かした魅力ある景観の形成に向け、福岡市全域を景観計画区域とするとともに、市を代表する地区や個性ある地区など特に景観形成を図るべき地区を都市景観形成地区として指定し、きめ細やかな景観形成の誘導を行うこととしています。

「御供所地区」は、固有の歴史・文化を活かした地域との共働によるまちづくりを推進していくことを目的として、平成10年11月に都市景観形成地区の指定をしています。

<改定について>

平成10年11月 都市景観形成地区指定

平成23年5月 一部改定（地区区分及び方針の変更，景観形成基準（高さ・色彩）の変更・追加）

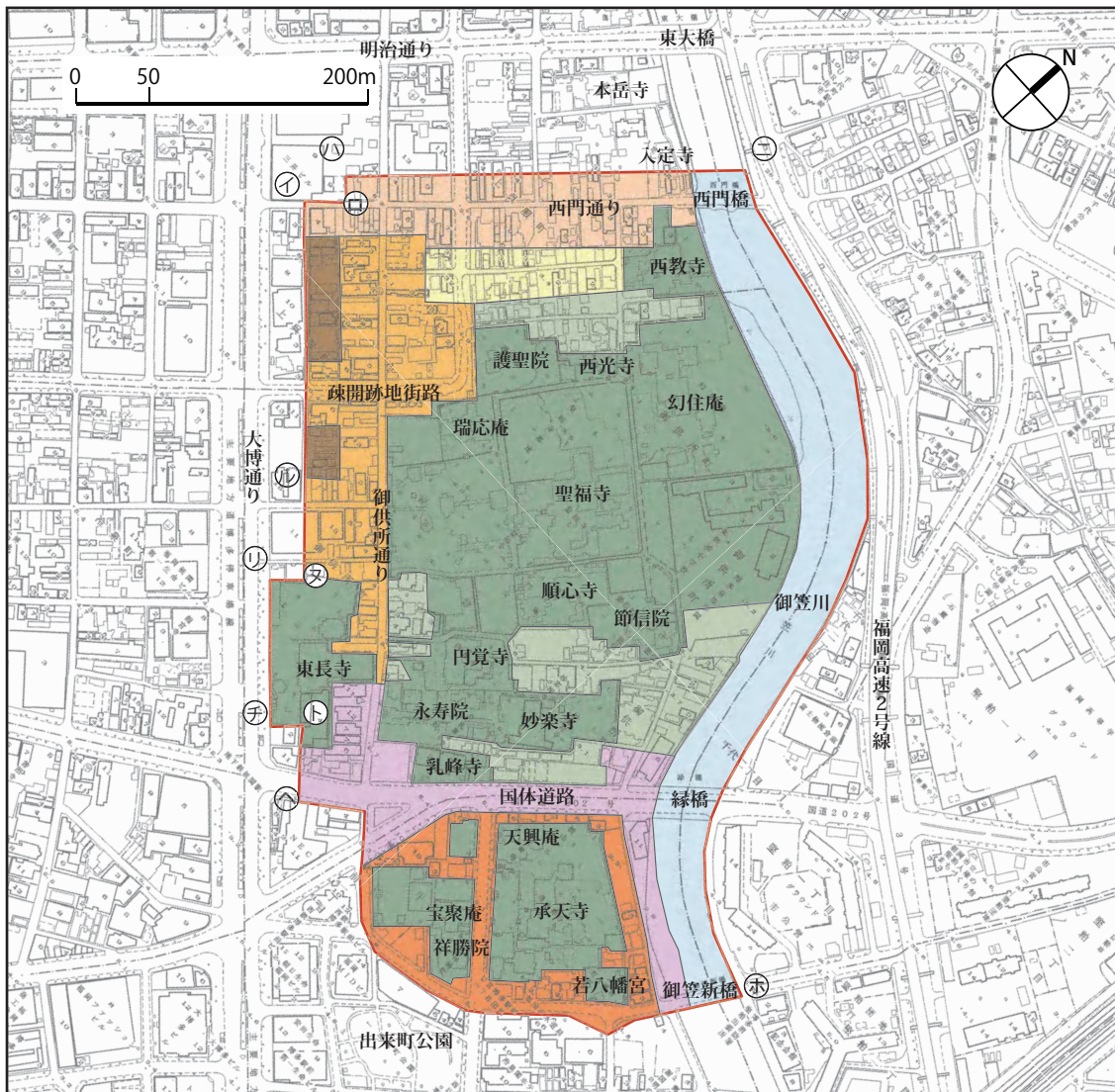
目 次

1	区域及び地区区分	1
2	届出対象行為.....	2
3	景観形成方針.....	3
4	行為の制限	4
5	まちなみをつくるための工夫.....	27
6	まちなみとモデルプラン	30

- 都心ゾーン
- 一般市街地ゾーン
- 山の辺・田園ゾーン
- 海浜ゾーン
- 港湾ゾーン
- 歴史・伝統ゾーン

1 区域及び地区区分

御供所地区都市景観形成地区の区域及び地区区分は、下記のとおりです。



凡 例		境界説明表	
地区区分	 都市景観形成地区区域	①-㊦、㊦-㊧、㊧-㊨、㊨-㊩	道路区域の境界線
	 寺社境内地区	㊦-㊧	市道上呉服町 306 号線の境界線から 30 メートル
	 寺社隣接地区	㊧-㊨	市道上呉服町 303 号線、市道上呉服町 307 号線及び市道上呉服町 309 号線の境界線から 25 メートル
	 普賢堂地区	㊨-㊩	河川との境界線
	 西門通り地区	㊩-㊪	福岡都市計画道路博多駅築港線の境界線から 25 メートル
	 御供所通り地区	㊪-㊫	東長寺の敷地境界線
	 国体道路地区	㊫-㊬	
	 桶屋町地区		
	 承天寺周辺地区		
	 御笠川地区		

2 届出対象行為

建築物又は工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更する修繕又は模様替え、外観の色彩の変更を届出対象とします。また、木竹の伐採を届出対象行為とします。

※ 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為は届出の適用除外とします。

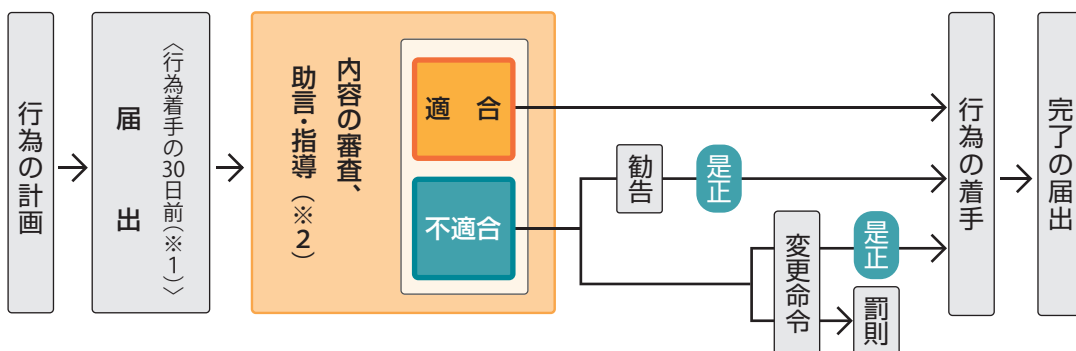
※ 届出対象行為のうち、建築物又は工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更する修繕又は模様替え、外観の色彩の変更を景観法第 17 条による特定届出対象とします。

※ 工作物は次に掲げるものとします。

- (1) 門、へい、垣、さく、擁壁その他これらに類するもの
- (2) 高架水槽、屋上に設置する冷却塔その他これらに類するもの
- (3) 煙突、排気塔その他これらに類するもの
- (4) 記念塔その他これらに類するもの
- (5) 電波塔その他これらに類するもの
- (6) 高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋その他これらに類するもの
- (7) 護岸、堤防その他これらに類するもの
- (8) 街灯、照明灯その他これらに類するもの
- (9) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
- (10) 駐車施設、駐輪施設その他これらに類するもの
- (11) 水道、電気その他これらに類するものの供給施設
- (12) ごみ置場その他これに類するもの
- (13) その他市長が指定するもの

なお、屋外広告物については、屋外広告物法による許可を要することとなります。

* 景観形成の誘導の流れ（届出手続き）*



※1 原則、届出後30日間は行為に着手できません。また、場合により90日間まで延長する場合があります。

※2 都市景観アドバイザーの意見を踏まえた助言・指導を行う場合があります。

3 景観形成方針



御供所地区固有の歴史・文化を活かした地域と行政の共働によるまちづくりを推進していくことを目的として、当地区全体の景観形成方針を次のとおり定めます。

- 聖福寺、承天寺、東長寺等の歴史的寺社群、境内の豊かな緑、地域コミュニティを育んできた路地や太閤町割り等を活かし、歴史と文化のなかに生活と祭りが息づく都心居住地区としての魅力あるまちなみの形成及び保全を図る。
- 歴史環境地区にふさわしい街路、散策路、オープンスペース等の整備を進め、歴史的建造物やまちなみ等を結ぶ歴史回遊ネットワークの形成を図る。

地区区分	地区区分の景観形成方針
寺社境内地区	1. 歴史的建造物及び境内の豊かな緑の保全を図る。 2. 回遊性の高い開放的な境内の確保を図る。 3. 寺社群を回遊する落ち着いた路地空間の保全を図る。
寺社隣接地区	1. 隣接する寺社群と調和した落ち着いたまちなみの形成を図る。 2. 隣接する寺社群の豊かな緑を活かした快適な居住環境の形成を図る。 3. 地域コミュニティ豊かな路地空間の保全を図る。
普賢堂地区	1. 歴史的なまちなみの整備を積極的に進め、博多の歴史を感じさせるまちなみの形成を図る。 2. 町家の知恵を現代に活かした快適な居住環境の形成を図る。 3. 地域コミュニティ豊かな路地空間の保全を図る。
西門通り地区	1. 歴史的な環境を活かした個性あるまちなみの形成を図る。 2. 町家の知恵を現代に活かした快適な居住環境の形成を図る。 3. 活気と賑わいのある商業環境及び回遊性の高い安全で開放的な街路空間の形成を図る。
御供所通り地区	1. 追い山コースや聖福寺の参道・門前であるという特性を活かしたまちなみの形成を図る。 2. 町家の知恵を現代に活かした快適な居住環境の形成を図る。 3. 活気と賑わいのある商業環境及び回遊性の高い安全で開放的な街路空間の形成を図る。
国体道路地区	1. 歴史的な環境を活かしたまちなみの形成を図る。 2. 隣接する寺社群の豊かな緑を活かした回遊性の高い安全で開放的な街路空間の形成を図る。
承天寺周辺地区	1. 隣接する寺社群と調和した落ち着いたまちなみの形成を図る。 2. 隣接する寺社群の豊かな緑を活かした快適な居住環境の形成を図る。
桶屋町地区	1. 周辺の歴史的環境と調和した落ち着いたまちなみの形成を図る。
御笠川地区	1. 寺社群の豊かな緑及び御笠川の水辺を活かした親水性の高い河川空間の形成を図る。

4 行為の制限



景観形成基準は、下記のとおりです。

1 寺社境内地区



御供所地区

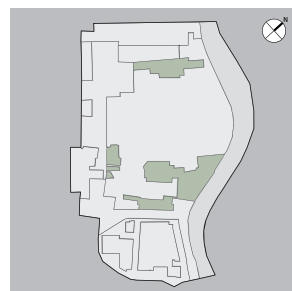
①建築物等

行為の制限		
建築物	高さ	1. 建築物の最高部の高さは、既存の寺社境内の建築物や樹木の高さに配慮したものとする。
	形態・意匠	1. 歴史的建築物については、可能な限りその保全に努める。 2. 建築物の意匠は、伝統的な寺社建築様式を尊重する。

②屋外空間

行為の制限		
付属施設	門・塀	1. 歴史的な雰囲気醸し出している門や土塀等については、可能な限りその保全に努める。 2. 道路に面して設ける門・塀及び駐車場や空地等の門・塀は、可能な限り土塀、漆喰壁、板塀等歴史的な寺社建築物と調和したものとし、まちなみの連続性を確保する。
	緑化	1. 既存の樹木や生け垣等を保全する。 2. 境内の空地部分や境内の周囲等は、季節感を演出する樹木や生け垣等により緑化を図る。
	駐車場	1. 駐車場を設ける場合は、門・塀・生け垣等により車が道路から直接見えにくいよう配慮し、まちなみの連続性を確保する。
	その他	1. 歩行者空間の確保や舗装整備等により、回遊性の高い開放的な境内を確保する。

2 寺社隣接地区



① 建築物等

行為の制限			
建築物	高さ	各部分の高さ	1. 圧迫感のないまちなみを形成し、快適な居住環境の確保を図るため、建築物の各部分の高さは、原則として道路中心線からの水平距離に2を乗じて得た値以下とする。
		最高部の高さ	1. 建築物の最高部の高さは原則として12m以下とする。
		周辺環境への配慮	1. 周辺の歴史的環境や居住環境に配慮した高さとする。
		寺社境内からの眺望への配慮	1. 寺社境内の建築物や樹木の高さを考慮するなど寺社境内からの眺望に十分配慮した高さとする。
	壁面の位置	1階及び2階の壁面の位置	1. まちなみの連続性を確保するため、建築物の1階の壁面は、道路との敷地境界線から1m程度後退させ、軒下空間を確保できる程度にまちなみ壁面線をそろえる。また、2階の壁面の連続性を確保する。 2. 駐車スペース等を確保するため建築物の壁面を後退させる場合は、まちなみ壁面線に沿った門・塀の設置等によりまちなみの連続性を確保する。
		3階以上の壁面の位置	1. 圧迫感のないまちなみを形成し、快適な居住環境の確保を図るため、建築物の3階以上の壁面は、道路との敷地境界線からできるだけ後退させる。
	形態・意匠		1. 建築物の意匠は、寺社群と調和した落ち着きのあるものとする。 2. 伝統的町家の形態を現代的視点で取り入れるなど地区の歴史的特性を活かしたものとする。 3. 建築物のデザインにあたっては、地区全体としての調和のとれたまちなみ形成と魅力的な環境づくりに配慮する。 4. 伝統的町家等については、地区のシンボルとして可能な限り外観の保全に努める。 5. 角地に建つ建築物やアイストップとなる建築物については、特にデザインに配慮する。 6. 大規模な建築物については、分節化、勾配屋根、3階以上の壁面の後退等により圧迫感のないスカイラインの形成とまちなみの連続性の確保に配慮する。 7. 道路から見える建築物の側面も、可能な限り正面の外壁と同様のものとするなど景観上の配慮を行う。 8. 寺社境内及び道路、オープンスペース、公共施設等の公共空間からの眺望に十分配慮する。 9. 御笠川沿いの建築物については、御笠川及びその対岸からの眺望に配慮する。

建築物	形態・意匠	10. 屋根は勾配屋根とし、その勾配は、4/10 以上 5/10 以下を標準とする。また、1 階及び 2 階の屋根は、原則として日本瓦葺きとする。 11. 道路に面する 1 階部分には、軒庇を設け、まちなみの連続性を確保する。 12. 道路に面する 1 階部分の窓には、可能な限り格子を設置し、まちなみの連続性を確保する。 13. 快適な居住環境を形成するため、中庭、通り庭、格子等の確保に努める。
	色彩	1. 外壁低層部の色は、周辺の寺社群や伝統的町家と調和した落ち着いた色彩とし、白色系、灰色系、黒色系、焦げ茶色系、木の色等自然素材の持つ温かみや深みを持ったものを基調とする。また、基調色以外の色を使用する場合は、彩度の低いものを使用する。 2. 外壁高層部の色は、空に馴染むような圧迫感のない色彩を基調とする。 3. 高彩度色を使用する場合は、広い面積にわたって使用することを避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。 4. 外壁の基調色は別表の範囲内とする。ただし、市長が都市景観形成上支障がないとみとめるものについては、この限りでない。 5. 屋根の色は、黒色系とする。 6. 建具、樋、手摺等の色は、焦げ茶色系、黒色系等の落ち着いた色彩とする。
	外壁の材料	1. 外壁の材料には、周辺の寺社群や伝統的町家と調和した落ち着いた材質感のものを採用する。
	隣接する建築物等への配慮	1. 隣接する建築物、背面の建築物等の居住環境の保全及び向上を図るため、建築物の配置、高さ、屋根の形状、窓の位置・大きさに十分配慮する。
付属施設	駐輪場・バイク置場	1. 道路から直接見えにくい位置に設置する。 2. 格子等により自転車やバイクが道路から直接見えにくいよう配慮し、まちなみの連続性を確保する。
	ごみ置場	1. ごみ袋が外部から直接見えにくいよう位置や囲いの形態等に配慮する。 2. 格子や緑化等による修景を行う。
付属設備	空調の室外機等	1. 空調の室外機等については、中庭等道路から直接見えにくい位置に設置する。やむを得ない理由により道路に面して設置する場合は、格子状の囲い等により景観上の配慮をする。
	高架水槽・受水槽等	1. 高架水槽や受水槽等を設置する場合は、道路や寺社境内等から直接見えにくいよう位置や囲いの形態等に配慮する。
	アンテナ	1. アンテナを設置する場合は、道路や寺社境内等から直接見えにくいよう位置等に配慮する。

②屋外空間

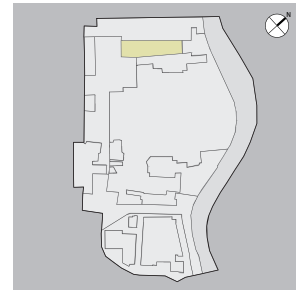
行為の制限	
軒下空間等	1. 軒下空間を確保し、緑化等による演出を行う。 2. 軒下空間等道路に面する敷地の舗装については、地区全体で調和が図れるよう材質、色彩等に配慮する。
門・塀	1. 道路に面して設ける門・塀は、寺社群と調和した落ち着いたものとし、まちなみの連続性を確保する。
緑化	1. 敷地の周囲、軒下空間、中庭等は、季節感を演出する樹木や生け垣等により緑化を図る。
駐車場	1. 建築物の内部に設ける場合は、格子等により車が道路から直接見えにくいよう配慮し、まちなみの連続性を確保する。 2. 建築物の外部に設ける場合は、門・塀・生け垣等により車が道路から直接見えにくいよう配慮し、まちなみの連続性を確保する。 3. 道路から見える駐車場の舗装の材質、色彩等に配慮する。
その他	1. 自動販売機を設置する場合は、設置位置、設置方法、色彩等について景観上の配慮をする。

③屋外広告物

行為の制限	
提出基準の目標	1. 日常生活に必要な最小限の掲出とする。 2. 広告物の意匠、形態、材料、色彩等は、寺社群と調和した落ち着いたものとする。
共通事項	1. 広告物は、原則として自家用広告物とする。 2. 建築物やオープンスペースとの調和を図る。 3. 地区全体で調和が図れるよう材料、色彩等に配慮する。 4. 屋上広告物は、原則として設置してはならない。 5. 点滅する広告物は、設置してはならない。 6. 道路を占用する広告物は、設置してはならない。 7. 高彩度色や蛍光色を使用する場合は、広い面積にわたって使用することを避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。 8. 3階以上の建築物に広告物を設置する場合は、可能な限り低層部に集約して設置する

ただし、現に存する建築物が最後部の高さの基準を超える場合で、当該建築物の高さを上回らない高さの建築物として同一敷地内において新築、増築、改築、または移転をする場合は、最高部の高さの基準は適用しません。

3 普賢堂地区



御供所地区

①建築物等

行為の制限			
建築物	高さ	各部分の高さ	1. 圧迫感のないまちなみを形成し、快適な居住環境の確保を図るため、建築物の各部分の高さは、原則として道路中心線からの水平距離に2を乗じて得た値以下とする。
		最高部の高さ	1. 建築物の最高部の高さは原則として12m以下とする。ただし、御供所疎開跡地街路に沿った部分は25m以下とする。
		周辺環境への配慮	1. 周辺の歴史的環境や居住環境に配慮した高さとする。
	壁面の位置	1階及び2階の壁面の位置	1. まちなみの連続性を確保するため、建築物の1階の壁面は、道路との敷地境界線から1m程度後退させ、軒下空間を確保できる程度にまちなみ壁面線をそろえる。また、2階の壁面の連続性を確保する。 2. 駐車スペース等を確保するため建築物の壁面を後退させる場合は、まちなみ壁面線に沿った門・塀の設置等によりまちなみの連続性を確保する。
		3階以上の壁面の位置	1. 圧迫感のないまちなみを形成し、快適な居住環境の確保を図るため、建築物の3階以上の壁面は、道路との敷地境界線からできるだけ後退させる。
	形態・意匠		1. 建築物の意匠は、寺社群と調和した落ち着いたものとする。 2. 伝統的町家の形態を現代的視点で取り入れるなど地区の歴史的特性を活かしたものとする。 3. 建築物のデザインにあたっては、地区全体としての調和のとれたまちなみ形成と魅力的な環境づくりに配慮する。 4. 伝統的町家等については、地区のシンボルとして可能な限り外観の保全に努める。 5. 角地に建つ建築物やアイストップとなる建築物については、特にデザインに配慮する。 6. 大規模な建築物については、分節化、勾配屋根、3階以上の壁面の後退等により圧迫感のないスカイラインの形成とまちなみの連続性の確保に配慮する。 7. 道路から見える建築物の側面も、可能な限り正面の外壁と同様のものとするなど景観上の配慮を行う。 8. 寺社境内及び道路、オープンスペース、公共施設等の公共空間からの眺望に十分配慮する。 9. 御笠川沿いの建築物については、御笠川及びその対岸からの眺望に配慮する。

建築物	形態・意匠	10. 屋根は、切妻平入り及び日本瓦葺きとし、その勾配は、4/10 以上 5/10 以下を標準とする。 11. 道路に面する 1 階部分には、軒庇を設け、まちなみの連続性を確保する。 12. 道路に面する 1 階部分の窓には、可能な限り格子を設置し、まちなみの連続性を確保する。 13. 快適な居住環境を形成するため、中庭、通り庭、格子等の確保に努める。
	色彩	1. 外壁低層部の色は、周辺の寺社群や伝統的町家と調和した落ち着いた色彩とし、白色系、灰色系、黒色系、焦げ茶色系、木の色等自然素材の持つ温かみや深みを持ったものを基調とする。また、基調色以外の色を使用する場合は、彩度の低いものを使用する。 2. 外壁高層部の色は、空に馴染むような圧迫感のない色彩を基調とする。 3. 高彩度色を使用する場合は、広い面積にわたって使用することを避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。 4. 外壁の基調色は別表の範囲内とする。ただし、市長が都市景観形成上支障がないとみとめるものについては、この限りでない。 5. 屋根の色は、黒色系とする。 6. 建具、樋、手摺等の色は、焦げ茶色系、黒色系等の落ち着いた色彩とする。
	外壁の材料	1. 外壁の材料には、漆喰壁、土壁等歴史的まちなみの雰囲気と調和したもので、年月の経過とともに味わいの出るものを用いる。
	隣接する建築物等への配慮	1. 隣接する建築物、背面の建築物等の居住環境の保全及び向上を図るため、建築物の配置、高さ、屋根の形状、窓の位置・大きさに十分配慮する。
付属施設	駐輪場・バイク置場	1. 道路から直接見えにくい位置に設置する。 2. 格子等により自転車やバイクが道路から直接見えにくいよう配慮し、まちなみの連続性を確保する。
	ごみ置場	1. ごみ袋が外部から直接見えにくいよう位置や囲いの形態等に配慮する。 2. 格子や緑化等による修景を行う。
付属設備	空調の室外機等	1. 空調の室外機等については、中庭等道路から直接見えにくい位置に設置する。やむを得ない理由により道路に面して設置する場合は、格子状の囲い等により景観上の配慮をする。
	高架水槽・受水槽等	1. 高架水槽や受水槽等を設置する場合は、道路や寺社境内等から直接見えにくいよう位置や囲いの形態等に配慮する。
	アンテナ	1. アンテナを設置する場合は、道路や寺社境内等から直接見えにくいよう位置等に配慮する。

②屋外空間

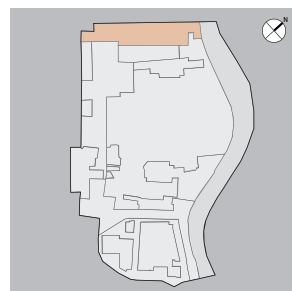
行為の制限	
軒下空間等	1. 軒下空間を確保し、緑化等による演出を行う。 2. 軒下空間等道路に面する敷地の舗装については、地区全体で調和が図れるよう材質、色彩等に配慮する。
門・塀	1. 道路に面して設ける門・塀は、可能な限り土塀、漆喰壁、板塀等伝統的町家の雰囲気と調和したものとし、まちなみの連続性を確保する。
緑化	1. 敷地の周囲、軒下空間、中庭等は、季節感を演出する樹木や生け垣等により緑化を図る。
駐車場	1. 建築物の内部に設ける場合は、格子等により車が道路から直接見えにくいよう配慮し、まちなみの連続性を確保する。 2. 建築物の外部に設ける場合は、門・塀・生け垣等により車が道路から直接見えにくいよう配慮し、まちなみの連続性を確保する。 3. 道路から見える駐車場の舗装の材質、色彩等に配慮する。
その他	1. 自動販売機を設置する場合は、設置位置、設置方法、色彩等について景観上の配慮をする。

③屋外広告物

行為の制限	
提出基準の目標	1. 日常生活に必要な最小限の掲出とする。 2. 広告物の意匠、形態、材料、色彩等は、伝統的町家の雰囲気と調和したものとする。
共通事項	1. 広告物は、原則として自家用広告物とする。 2. 建築物やオープンスペースとの調和を図る。 3. 地区全体で調和が図れるよう材料、色彩等に配慮する。 4. 屋上広告物は、原則として設置してはならない。 5. 点滅する広告物は、設置してはならない。 6. 道路を占用する広告物は、設置してはならない。 7. 高彩度色や蛍光色を使用する場合は、広い面積にわたって使用することを避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。 8. 3階以上の建築物に広告物を設置する場合は、可能な限り低層部に集約して設置する。

ただし、現に存する建築物が最後部の高さの基準を超える場合で、当該建築物の高さを上回らない高さの建築物として同一敷地内において新築、増築、改築、または移転をする場合は、最高部の高さの基準は適用しません。

4 西門通り地区



①建築物等

行為の制限			
建築物	高さ	各部分の高さ	1. 圧迫感のないまちなみを形成し、快適な居住環境の確保を図るため、建築物の各部分の高さは、原則として道路中心線からの水平距離に2を乗じて得た値以下とする。
		最高部の高さ	1. 建築物の最高部の高さは原則として25 m以下とする。
		周辺環境への配慮	1. 周辺の歴史的環境や居住環境に配慮した高さとする。
	壁面の位置	1階及び2階の壁面の位置	1. まちなみの連続性及び回遊性の高い歩行者空間を確保するため、建築物の1階の壁面は、道路との敷地境界線から原則として1 m以上2 m以下後退させ、軒下空間を確保できる程度にまちなみ壁面線をそろえる。また、2階の壁面の連続性を確保する。 2. 駐車スペース等を確保するため建築物の壁面を後退させる場合は、まちなみ壁面線に沿った門・塀の設置等によりまちなみの連続性を確保する。
		3階以上の壁面の位置	1. 圧迫感のないまちなみを形成し、快適な居住環境の確保を図るため、建築物の3階以上の壁面は、道路との敷地境界線からできるだけ後退させる。
	形態・意匠		1. 建築物の意匠は、寺社群と調和した落ち着いたものとする。 2. 伝統的町家の形態を現代的視点で取り入れるなど地区の歴史的特性を活かしたものとする。 3. 建築物のデザインにあたっては、地区全体としての調和のとれたまちなみ形成と魅力的な環境づくりに配慮する。 4. 伝統的町家等については、地区のシンボルとして可能な限り外観の保全に努める。 5. 角地に建つ建築物やアイストップとなる建築物については、特にデザインに配慮する。 6. 大規模な建築物については、分節化、勾配屋根、3階以上の壁面の後退等により圧迫感のないスカイラインの形成とまちなみの連続性の確保に配慮する。 7. 道路から見える建築物の側面も、可能な限り正面の外壁と同様のものとするなど景観上の配慮を行う。 8. 寺社境内及び道路、オープンスペース、公共施設等の公共空間からの眺望に十分配慮する。 9. 御笠川沿いの建築物については、御笠川及びその対岸からの眺望に配慮する。

建築物	形態・意匠	10. 屋根は、勾配屋根とし、その勾配は、4/10 以上 5/10 以下を標準とする。また、1 階及び 2 階の屋根は、原則として切妻平入り及び日本瓦葺きとする。 11. 道路に面する 1 階部分には、軒庇を設け、まちなみの連続性を確保する。 12. 寺社群と一体となった回遊性の高い開放的な街路空間を形成するため、西門通り、御供所通り等の 1 階部分は、可能な限り店舗等により活気と賑わいを演出するよう努める。また、道路に面する店舗等の 1 階部分の壁面は、窓、ショーウィンドー等とする。 13. 快適な居住環境を形成するため、中庭、通り庭、格子等の確保に努める。
	色彩	1. 外壁低層部の色は、周辺の寺社群や伝統的町家と調和した落ち着いた色彩とし、白色系、灰色系、黒色系、焦げ茶色系、木の色等自然素材の持つ温かみや深みを持ったものを基調とする。また、基調色以外の色を使用する場合は、彩度の低いものを使用する。 2. 外壁高層部の色は、空に馴染むような圧迫感のない色彩を基調とする。 3. 高彩度色を使用する場合は、広い面積にわたって使用することを避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。 4. 外壁の基調色は別表の範囲内とする。ただし、市長が都市景観形成上支障がないとみとめるものについては、この限りでない。 5. 屋根の色は、黒色系とする。 6. 建具、樋、手摺等の色は、焦げ茶色系、黒色系等の落ち着いた色彩とする。
	外壁の材料	1. 外壁の材料には、周辺の寺社群や伝統的町家と調和した落ち着いた材質感のものを用いる。
	隣接する建築物等への配慮	1. 隣接する建築物、背面の建築物等の居住環境の保全及び向上を図るため、建築物の配置、高さ、屋根の形状、窓の位置・大きさ等に十分配慮する。
	付属施設	駐輪場・バイク置場 1. 道路から直接見えにくい位置に設置する。 2. 格子等により自転車やバイクが道路から直接見えにくいよう配慮し、まちなみの連続性を確保する。 ごみ置場 1. ごみ袋が外部から直接見えにくいよう位置や囲いの形態等に配慮する。 2. 格子や緑化等による修景を行う。

付 属 設 備	空調の室外機等	1. 空調の室外機等については、中庭等道路から直接見えにくい位置に設置する。やむを得ない理由により道路に面して設置する場合は、格子状の囲い等により景観上の配慮をする。
	高架水槽・受水槽等	1. 高架水槽や受水槽等を設置する場合は、道路や寺社境内等から直接見えにくいよう位置や囲いの形態等に配慮する。
	アンテナ	1. アンテナを設置する場合は、道路や寺社境内等から直接見えにくいよう位置等に配慮する。

②屋外空間

行為の制限	
軒下空間等	1. 軒下空間を確保し、回遊性の高い歩行者空間の形成を図る。 2. 軒下空間等道路に面する敷地の舗装については、地区全体で調和が図れるよう材質、色彩等に配慮する。
広場	1. 大規模な建築物については、まちなみの連続性に配慮するとともに、地域に開かれたオープンスペースを確保し、歴史環境地区にふさわしい演出に努める。 2. 主要な交差点の角地を広場として開放し、歴史環境地区にふさわしい演出に努める。
門・塀	1. 道路に面して設ける門・塀は、寺社群と調和した落ち着いたものとし、まちなみの連続性を確保する。
緑化	1. 敷地の周囲、軒下空間、中庭等は、季節感を演出する樹木や生け垣等により緑化を図る。
駐車場	1. 建築物の内部に設ける場合は、格子等により車が道路から直接見えにくいよう配慮し、まちなみの連続性を確保する。 2. 建築物の外部に設ける場合は、門・塀・生け垣等により車が道路から直接見えにくいよう配慮し、まちなみの連続性を確保する。 3. 道路から見える駐車場の舗装の材質、色彩等に配慮する。
その他	1. 自動販売機を設置する場合は、設置位置、設置方法、色彩等について景観上の配慮をする。

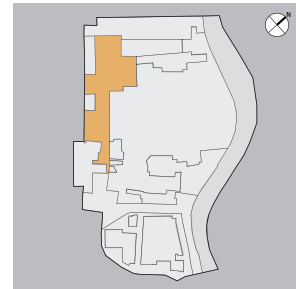
③屋外広告物

行為の制限	
提出基準の目標	1. 活気と賑わいのある商業空間の演出に配慮する。 2. 広告物の意匠、形態、材料、色彩等は、寺社群と調和した落ち着いたものであるもので、伝統的雰囲気の中に現代的視点を取り入れたものとする。
共通事項	1. 広告物は、原則として自家用広告物とする。 2. 建築物やオープンスペースとの調和を図る。 3. 地区全体で調和が図れるよう材料、色彩等に配慮する。 4. 屋上広告は、原則として設置してはならない。

共通事項	5. 点滅する広告物は、設置してはならない。 6. 道路を占用する広告物は、設置してはならない。 7. 高彩度色や蛍光色を使用する場合は、広い面積にわたって使用することを避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。 8. 3階以上の建築物に広告物を設置する場合は、可能な限り低層部に集約して設置する。
------	---

ただし、現に存する建築物が最後部の高さの基準を超える場合で、当該建築物の高さを上回らない高さの建築物として同一敷地内において新築、増築、改築、または移転をする場合は、最高部の高さの基準は適用しません。

5 御供所通り地区



①建築物等

行為の制限			
建築物	高さ	各部分の高さ	1. 圧迫感のないまちなみを形成し、快適な居住環境の確保を図るため、建築物の各部分の高さは、原則として道路中心線からの水平距離に2を乗じて得た値以下とする。
		最高部の高さ	1. 建築物の最高部の高さは原則として25 m以下とする。
		周辺環境への配慮	1. 周辺の歴史的環境や居住環境に配慮した高さとする。
		寺社境内からの眺望への配慮	1. 寺社境内の建築物や樹木の高さを考慮するなど寺社境内からの眺望に十分配慮した高さとする。
	壁面の位置	1階及び2階の壁面の位置	1. まちなみの連続性及び回遊性の高い歩行者空間を確保するため、建築物の1階の壁面は、道路との敷地境界線から原則として1 m以上2 m以下後退させ、軒下空間を確保できる程度にまちなみ壁面線をそろえる。また、2階の壁面の連続性を確保する。 2. 駐車スペース等を確保するため建築物の壁面を後退させる場合は、まちなみ壁面線に沿った門・塀の設置等によりまちなみの連続性を確保する。
		3階以上の壁面の位置	1. 圧迫感のないまちなみを形成し、快適な居住環境の確保を図るため、建築物の3階以上の壁面は、道路との敷地境界線からできるだけ後退させる。

建築物	形態・意匠	1. 建築物の意匠は、寺社群と調和した落ち着いたものとする。 2. 伝統的町家の形態を現代的視点で取り入れるなど地区の歴史的特性を活かしたものとする。 3. 建築物のデザインにあたっては、地区全体としての調和のとれたまちなみ形成と魅力的な環境づくりに配慮する。 4. 伝統的町家等については、地区のシンボルとして可能な限り外観の保全に努める。 5. 角地に建つ建築物やアイストップとなる建築物については、特にデザインに配慮する。 6. 大規模な建築物については、分節化、勾配屋根、3階以上の壁面の後退等により圧迫感のないスカイラインの形成とまちなみの連続性の確保に配慮する。 7. 道路から見える建築物の側面も、可能な限り正面の外壁と同様のものとするなど景観上の配慮を行う。 8. 寺社境内及び道路、オープンスペース、公共施設等の公共空間からの眺望に十分配慮する。 9. 御笠川沿いの建築物については、御笠川及びその対岸からの眺望に配慮する。 10. 屋根は勾配屋根とし、その勾配は、4/10以上5/10以下を標準とする。また、1階及び2階の屋根は、原則として日本瓦葺きとする。 11. 道路に面する1階部分には、軒庇を設け、まちなみの連続性を確保する。 12. 寺社群と一体となった回遊性の高い開放的な街路空間を形成するため、西門通り、御供所通り等の1階部分は、可能な限り店舗等により活気と賑わいを演出するよう努める。また、道路に面する店舗等の1階部分の壁面は、窓、ショーウィンドー等とする。 13. 快適な居住環境を形成するため、中庭、通り庭、格子等の確保に努める。
	色彩	1. 外壁低層部の色は、周辺の寺社群や伝統的町家と調和した落ち着いた色彩とし、白色系、灰色系、黒色系、焦げ茶色系、木の色等自然素材の持つ温かみや深みを持ったものを基調とする。また、基調色以外の色を使用する場合は、彩度の低いものを使用する。 2. 外壁高層部の色は、空に馴染むような圧迫感のない色彩を基調とする。 3. 高彩度色を使用する場合は、広い面積にわたって使用することを避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。 4. 外壁の基調色は別表の範囲内とする。ただし、市長が都市景観形成上支障がないとみとめるものについては、この限りでない。 5. 屋根の色は黒色系とする。 6. 建具、樋、手摺等の色は、焦げ茶色系、黒色系等の落ち着いた色彩とする。

建築物	外壁の材料	1. 外壁の材料には、周辺の寺社群や伝統的町家と調和した落ち着いた材質感のものを用いる。
	隣接する建築物等への配慮	1. 隣接する建築物、背面の建築物等の居住環境の保全及び向上を図るため、建築物の配置、高さ、屋根の形状、窓の位置・大きさに十分配慮する。
付属施設	駐輪場・バイク置場	1. 道路から直接見えにくい位置に設置する。 2. 格子等により自転車やバイクが道路から直接見えにくいよう配慮し、まちなみの連続性を確保する。
	ごみ置場	1. ごみ袋が外部から直接見えにくいよう位置や囲いの形態等に配慮する。 2. 格子や緑化等による修景を行う。
付属設備	空調の室外機等	1. 空調の室外機等については、中庭等道路から直接見えにくい位置に設置する。やむを得ない理由により道路に面して設置する場合は、格子状の囲い等により景観上の配慮をする。
	高架水槽・受水槽等	1. 高架水槽や受水槽等を設置する場合は、道路や寺社境内等から直接見えにくいよう位置や囲いの形態等に配慮する。
	アンテナ	1. アンテナを設置する場合は、道路や寺社境内等から直接見えにくいよう位置等に配慮する。

②屋外空間

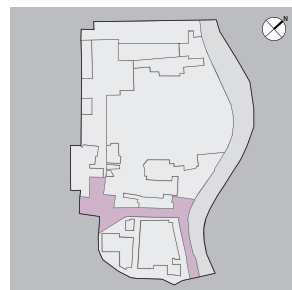
行為の制限	
軒下空間等	1. 軒下空間を確保し、回遊性の高い歩行者空間の形成を図る。 2. 軒下空間等道路に面する敷地の舗装については、地区全体で調和が図れるよう材質、色彩等に配慮する。
広場	1. 大規模な建築物については、まちなみの連続性に配慮するとともに、地域に開かれたオープンスペースを確保し、歴史環境地区にふさわしい演出に努める。 2. 主要な交差点の角地を広場として開放し、歴史環境地区にふさわしい演出に努める。
門・塀	1. 道路に面して設ける門・塀は、寺社群と調和した落ち着いたものとし、まちなみの連続性を確保する。
緑化	1. 敷地の周囲、軒下空間、中庭等は、季節感を演出する樹木や生け垣等により緑化を図る。
駐車場	1. 建築物の内部に設ける場合は、格子等により車が道路から直接見えにくいよう配慮し、まちなみの連続性を確保する。 2. 建築物の外部に設ける場合は、門・塀・生け垣等により車が道路から直接見えにくいよう配慮し、まちなみの連続性を確保する。 3. 道路から見える駐車場の舗装の材質、色彩等に配慮する。
その他	1. 自動販売機を設置する場合は、設置位置、設置方法、色彩等について景観上の配慮をする。

③屋外広告物

行為の制限	
提出基準の目標	1. 活気と賑わいのある商業空間の演出に配慮する。 2. 広告物の意匠、形態、材料、色彩等は、寺社群と調和した落ち着きのあるもので、伝統的雰囲気の中に現代的視点を取り入れたものとする。
共通事項	1. 広告物は、原則として自家用広告物とする。 2. 建築物やオープンスペースとの調和を図る。 3. 地区全体で調和が図れるよう材料、色彩等に配慮する。 4. 屋上広告は、原則として設置してはならない。 5. 点滅する広告は、設置してはならない。 6. 道路を占用する広告は、設置してはならない。 7. 高彩度色や蛍光色を使用する場合は、広い面積にわたって使用することを避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。 8. 3階以上の建築物に広告物を設置する場合は、可能な限り低層部に集約して設置する。

ただし、現に存する建築物が最後部の高さの基準を超える場合で、当該建築物の高さを上回らない高さの建築物として同一敷地内において新築、増築、改築、または移転をする場合は、最高部の高さの基準は適用しません。

6 国体道路地区



①建築物等

行為の制限			
建築物	高さ	最高部の高さ	1. 建築物の最高部の高さは原則として 25 m以下とする。
		周辺環境への配慮	1. 周辺の歴史的環境や居住環境に配慮した高さとする。
		寺社境内からの眺望への配慮	1. 寺社境内の建築物や樹木の高さを考慮するなど、寺社境内からの眺望に十分配慮した高さとする。
	形態・意匠		1. 建築物の意匠は、寺社群と調和した落ち着きのあるものとする。 2. 伝統的町家の形態を現代的視点で取り入れるなど地区の歴史的特性を活かしたものとする。 3. 建築物のデザインにあたっては、地区全体としての調和のとれたまちなみ形成と魅力的な環境づくりに配慮する。 4. 伝統的町家等については、地区のシンボルとして可能な限り外観の保全に努める。

建築物	形態・意匠	5. 角地に建つ建築物やアイストップとなる建築物については、特にデザインに配慮する。 6. 大規模な建築物については、分節化、勾配屋根、3階以上の壁面の後退等により圧迫感のないスカイラインの形成とまちなみの連続性の確保に配慮する。 7. 道路から見える建築物の側面も、可能な限り正面の外壁と同様のものとするなど、景観上の配慮を行う。 8. 寺社境内及び道路、オープンスペース、公共施設等の公共空間からの眺望に十分配慮する。 9. 御笠川沿いの建築物については、御笠川及びその対岸からの眺望に配慮する。 10. 屋根は原則として勾配屋根とする。
	色彩	1. 外壁低層部の色は、周辺の寺社群や伝統的町家と調和した落ち着いた色彩とし、白色系、灰色系、黒色系、焦げ茶色系、木の色等自然素材の持つ温かみや深みを持ったものを基調とする。また、基調色以外の色を使用する場合は、彩度の低いものを使用する。 2. 外壁高層部の色は、空に馴染むような圧迫感のない色彩を基調とする。 3. 高彩度色を使用する場合は、広い面積にわたって使用することを避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。 4. 外壁の基調色は別表の範囲内とする。ただし、市長が都市景観形成上支障がないとみとめるものについては、この限りでない。 5. 屋根の色は黒色系とする。 6. 建具、樋、手摺等の色は、焦げ茶色系、黒色系等の落ち着いた色彩とする。
	隣接する建築物等への配慮	1. 隣接する建築物、背面の建築物等の居住環境の保全及び向上を図るため、建築物の配置、高さ、屋根の形状、窓の位置・大きさに十分配慮する。
	付属施設	1. 道路から直接見えにくい位置に設置する。 2. 格子等により自転車やバイクが道路から直接見えにくいよう配慮し、まちなみの連続性を確保する。
付属設備	ごみ置場	1. ごみ袋が外部から直接見えにくいよう位置や囲いの形態等に配慮する。 2. 格子や緑化等による修景を行う。
	空調の室外機等	1. 空調の室外機等については、中庭等道路から直接見えにくい位置に設置する。やむを得ない理由により道路に面して設置する場合は、格子状の囲い等により景観上の配慮をする。
	高架水槽・受水槽等	1. 高架水槽や受水槽等を設置する場合は、道路や寺社境内等から直接見えにくいよう位置や囲いの形態等に配慮する。
	アンテナ	1. アンテナを設置する場合は、道路や寺社境内等から直接見えにくいよう位置等に配慮する。

②屋外空間

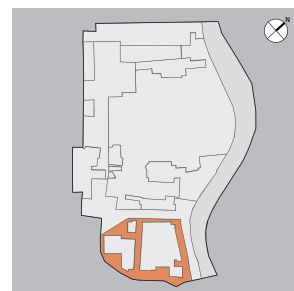
行為の制限	
軒下空間等	1. 道路に面する敷地の舗装については、地区全体で調和が図れるよう材質、色彩等に配慮する。
広場	1. 大規模な建築物については、まちなみの連続性に配慮するとともに、地域に開かれたオープンスペースを確保し、歴史環境地区にふさわしい演出に努める。 2. 主要な交差点の角地を広場として開放し、歴史環境地区にふさわしい演出に努める。
門・塀	1. 道路に面して設ける門・塀は、寺社群と調和した落ち着いたものとし、まちなみの連続性を確保する。
緑化	1. 敷地の周囲、軒下空間、中庭等は、季節感を演出する樹木や生け垣等により緑化を図る。
駐車場	1. 建築物の内部に設ける場合は、格子等により車が道路から直接見えにくいよう配慮し、まちなみの連続性を確保する。 2. 建築物の外部に設ける場合は、門・塀・生け垣等により車が道路から直接見えにくいよう配慮し、まちなみの連続性を確保する。 3. 道路から見える駐車場の舗装の材質、色彩等に配慮する。
その他	1. 自動販売機を設置する場合は、設置位置、設置方法、色彩等について景観上の配慮をする。

③屋外広告物

行為の制限	
提出基準の目標	1. 活気と賑わいのある商業空間の演出に配慮する。 2. 広告物の意匠、形態、材料、色彩等は、寺社群と調和した落ち着いたものとする。
共通事項	1. 広告物は、原則として自家用広告物とする。 2. 建築物やオープンスペースとの調和を図る。 3. 地区全体で調和が図れるよう材料、色彩等に配慮する。 4. 屋上広告物は、原則として設置してはならない。 5. 点滅する広告物は、設置してはならない。 6. 道路を占用する広告物は、設置してはならない。 7. 高彩度色や蛍光色を使用する場合は、広い面積にわたって使用することを避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。 8. 3階以上の建築物に広告物を設置する場合は、可能な限り低層部に集約して設置する。

ただし、現に存する建築物が最後部の高さの基準を超える場合で、当該建築物の高さを上回らない高さの建築物として同一敷地内において新築、増築、改築、または移転をする場合は、最高部の高さの基準は適用しません。

7 承天寺周辺地区



御供所地区

①建築物等

行為の制限			
建築物	高さ	最高部の高さ	1. 建築物の最高部の高さは原則として 20 m以下とする。
		周辺環境への配慮	1. 周辺の歴史的環境や居住環境に配慮した高さとする。
		寺社境内からの眺望への配慮	1. 寺社境内の建築物や樹木の高さを考慮するなど、寺社境内からの眺望に十分配慮した高さとする。
	形態・意匠		1. 建築物の意匠は、寺社群と調和した落ち着きのあるものとする。 2. 伝統的町家の形態を現代的視点で取り入れるなど地区の歴史的特性を活かしたものとする。 3. 建築物のデザインにあたっては、地区全体としての調和のとれたまちなみ形成と魅力的な環境づくりに配慮する。 4. 伝統的町家等については、地区のシンボルとして可能な限り外観の保全に努める。 5. 角地に建つ建築物やアイストップとなる建築物については、特にデザインに配慮する。 6. 大規模な建築物については、分節化、勾配屋根、3 階以上の壁面の後退等により圧迫感のないスカイラインの形成とまちなみの連続性の確保に配慮する。 7. 道路から見える建築物の側面も、可能な限り正面の外壁と同様のものとするなど、景観上の配慮を行う。 8. 寺社境内及び道路、オープンスペース、公共施設等の公共空間からの眺望に十分配慮する。 9. 御笠川沿いの建築物については、御笠川及びその対岸からの眺望に配慮する。 10. 屋根は原則として勾配屋根とする。
	色彩		1. 外壁低層部の色は、周辺の寺社群や伝統的町家と調和した落ち着いた色彩とし、白色系、灰色系、黒色系、焦げ茶色系、木の色等自然素材の持つ温かみや深みを持ったものを基調とする。また、基調色以外の色を使用する場合は、彩度の低いものを使用する。 2. 外壁高層部の色は、空に馴染むような圧迫感のない色彩を基調とする。 3. 高彩度色を使用する場合は、広い面積にわたって使用することを避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。

建築物	色彩	4. 外壁の基調色は別表の範囲内とする。ただし、市長が都市景観形成上支障がないとみとめるものについては、この限りでない。 5. 屋根の色は黒色系とする。 6. 建具、樋、手摺等の色は、焦げ茶色系、黒色系等の落ち着いた色彩とする。
	隣接する建築物等への配慮	1. 隣接する建築物、背面の建築物等の居住環境の保全及び向上を図るため、建築物の配置、高さ、屋根の形状、窓の位置・大きさに十分配慮する。
付属施設	駐輪場・バイク置場	1. 道路から直接見えにくい位置に設置する。 2. 格子等により自転車やバイクが道路から直接見えにくいよう配慮し、まちなみの連続性を確保する。
	ごみ置場	1. ごみ袋が外部から直接見えにくいよう位置や囲いの形態等に配慮する。 2. 格子や緑化等による修景を行う。
付属設備	空調の室外機等	1. 空調の室外機等については、中庭等道路から直接見えにくい位置に設置する。やむを得ない理由により道路に面して設置する場合は、格子状の囲い等により景観上の配慮をする。
	高架水槽・受水槽等	1. 高架水槽や受水槽等を設置する場合は、道路や寺社境内等から直接見えにくいよう位置や囲いの形態等に配慮する。
	アンテナ	1. アンテナを設置する場合は、道路や寺社境内等から直接見えにくいよう位置等に配慮する。

②屋外空間

行為の制限	
軒下空間等	1. 道路に面する敷地の舗装については、地区全体で調和が図れるよう材質、色彩等に配慮する。
広場	1. 大規模な建築物については、まちなみの連続性に配慮するとともに、地域に開かれたオープンスペースを確保し、歴史環境地区にふさわしい演出に努める。 2. 主要な交差点の角地を広場として開放し、歴史環境地区にふさわしい演出に努める。
門・塀	1. 道路に面して設ける門・塀は、寺社群と調和した落ち着いたものとし、まちなみの連続性を確保する。
緑化	1. 敷地の周囲、軒下空間、中庭等は、季節感を演出する樹木や生け垣等により緑化を図る。
駐車場	1. 建築物の内部に設ける場合は、格子等により車が道路から直接見えにくいよう配慮し、まちなみの連続性を確保する。 2. 建築物の外部に設ける場合は、門・塀・生け垣等により車が道路から直接見えにくいよう配慮し、まちなみの連続性を確保する。 3. 道路から見える駐車場の舗装の材質、色彩等に配慮する。

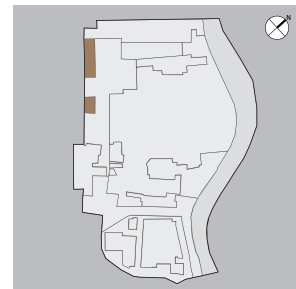
その他	1. 自動販売機を設置する場合は、設置位置、設置方法、色彩等について景観上の配慮をする。
-----	--

③屋外広告物

行為の制限	
提出基準の目標	1. 活気と賑わいのある商業空間の演出に配慮する。 2. 広告物の意匠、形態、材料、色彩等は、寺社群と調和した落ち着いた着きのあるものとする。
共通事項	1. 広告物は、原則として自家用広告物とする。 2. 建築物やオープンスペースとの調和を図る。 3. 地区全体で調和が図れるよう材料、色彩等に配慮する。 4. 屋上広告物は、原則として設置してはならない。 5. 点滅する広告物は、設置してはならない。 6. 道路を占用する広告物は、設置してはならない。 7. 高彩度色や蛍光色を使用する場合は、広い面積にわたって使用することを避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。 8. 3階以上の建築物に広告物を設置する場合は、可能な限り低層部に集約して設置する。

ただし、現に存する建築物が最後部の高さの基準を超える場合で、当該建築物の高さを上回らない高さの建築物として同一敷地内において新築、増築、改築、または移転をする場合は、最高部の高さの基準は適用しません。

8 桶屋町地区



①建築物等

行為の制限		
建築物	高さ	最高部の高さ
	形態・意匠	
		1. 建築物の最高部の高さは原則として 25 m以下とする。
		1. 建築物の意匠は、寺社群と調和した落ち着いた着きのあるものとする。 2. 伝統的町家の形態を現代的視点で取り入れるなど地区の歴史的特性を活かしたものとする。 3. 建築物のデザインにあたっては、地区全体としての調和のとれたまちなみ形成と魅力的な環境づくりに配慮する。 4. 伝統的町家等については、地区のシンボルとして可能な限り外観の保全に努める。

建築物	形態・意匠	5. 角地に建つ建築物やアイストップとなる建築物については、特にデザインに配慮する。 6. 大規模な建築物については、分節化、勾配屋根、3階以上の壁面の後退等により圧迫感のないスカイラインの形成とまちなみの連続性の確保に配慮する。 7. 道路から見える建築物の側面も、可能な限り正面の外壁と同様のものとするなど景観上の配慮を行う。 8. 寺社境内及び道路、オープンスペース、公共施設等の公共空間からの眺望に十分配慮する。 9. 御笠川沿いの建築物については、御笠川及びその対岸からの眺望に配慮する。 10. 屋根は原則として勾配屋根とする。
	色彩	1. 外壁低層部の色は、周辺の寺社群や伝統的町家と調和した落ち着いた色彩とし、白色系、灰色系、黒色系、焦げ茶色系、木の色等自然素材の持つ温かみや深みを持ったものを基調とする。また、基調色以外の色を使用する場合は、彩度の低いものを使用する。 2. 外壁高層部の色は、空に馴染むような圧迫感のない色彩を基調とする。 3. 高彩度色を使用する場合は、広い面積にわたって使用することを避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。 4. 外壁の基調色は別表の範囲内とする。ただし、市長が都市景観形成上支障がないとみとめるものについては、この限りでない。 5. 屋根の色は黒色系とする。 6. 建具、樋、手摺等の色は、焦げ茶色系、黒色系等の落ち着いた色彩とする。
	隣接する建築物等への配慮	1. 隣接する建築物、背面の建築物等の居住環境の保全及び向上を図るため、建築物の配置、高さ、屋根の形状、窓の位置・大きさに十分配慮する。
付属施設	駐輪場・バイク置場	1. 道路から直接見えにくい位置に設置する。 2. 格子等により自転車やバイクが道路から直接見えにくいよう配慮し、まちなみの連続性を確保する。
	ごみ置場	1. ごみ袋が外部から直接見えにくいよう位置や囲いの形態等に配慮する。 2. 格子や緑化等による修景を行う。
付属設備	空調の室外機等	1. 空調の室外機等については、中庭等道路から直接見えにくい位置に設置する。やむを得ない理由により道路に面して設置する場合は、格子状の囲い等により景観上の配慮をする。
	高架水槽・受水槽等	1. 高架水槽や受水槽等を設置する場合は、道路や寺社境内等から直接見えにくいよう位置や囲いの形態等に配慮する。
	アンテナ	1. アンテナを設置する場合は、道路や寺社境内等から直接見えにくいよう位置等に配慮する。

②屋外空間

行為の制限	
軒下空間等	1. 道路に面する敷地の舗装については、地区全体で調和が図れるよう材質、色彩等に配慮する。
緑化	1. 敷地の周囲、軒下空間、中庭等は、季節感を演出する樹木や生け垣等により緑化を図る。
駐車場	1. 建築物の内部に設ける場合は、格子等により車が道路から直接見えにくいよう配慮し、まちなみの連続性を確保する。 2. 建築物の外部に設ける場合は、門・塀・生け垣等により車が道路から直接見えにくいよう配慮し、まちなみの連続性を確保する。 3. 道路から見える駐車場の舗装の材質、色彩等に配慮する。
その他	1. 自動販売機を設置する場合は、設置位置、設置方法、色彩等について景観上の配慮をする。

③屋外広告物

行為の制限	
提出基準の目標	1. 広告物の意匠、形態、材料、色彩等は、周辺の歴史的環境と調和した落ち着いたものとする。
共通事項	1. 広告物は、原則として自家用広告物とする。 2. 建築物やオープンスペースとの調和を図る。 3. 地区全体で調和が図れるよう材料、色彩等に配慮する。 4. 屋上広告物は、原則として設置してはならない。 5. 点滅する広告物は、設置してはならない。 6. 道路を占用する広告物は、設置してはならない。 7. 高彩度色や蛍光色を使用する場合は、広い面積にわたって使用することを避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。 8. 3階以上の建築物に広告物を設置する場合は、可能な限り低層部に集約して設置する。

ただし、現に存する建築物が最後部の高さの基準を超える場合で、当該建築物の高さを上回らない高さの建築物として同一敷地内において新築、増築、改築、または移転をする場合は、最高部の高さの基準は適用しません。

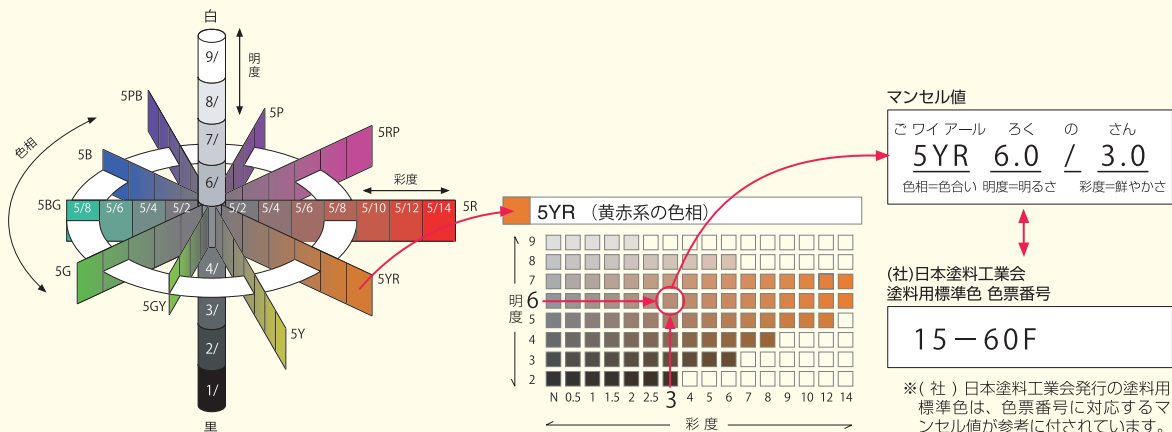
別表

	色相	明度	彩度
建築物の高層部	10R 以上～2.5Y 未満	4 以上 8.5 以下	4 以下
	その他有彩色	4 以上 8.5 以下	2 以下
	無彩色	4 以上 8.5 以下	
建築物の低層部	10R 以上 2.5Y 未満	2 以上 8.5 以下	4 以下
	2.5R 以上 10R 未満 2.5Y 以上 2.5GY 未満	2 以上 8.5 以下	2 以下
	その他有彩色	2 以上 5 以下	1 以下
	無彩色	2 以上 8.5 以下	

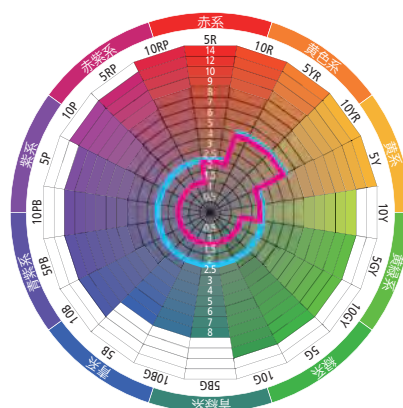
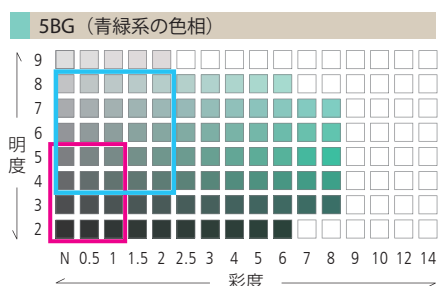
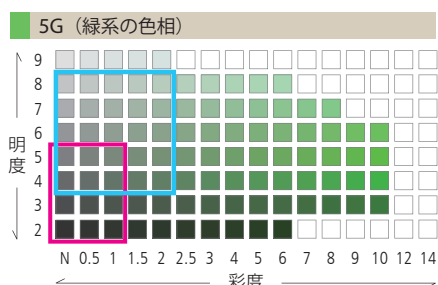
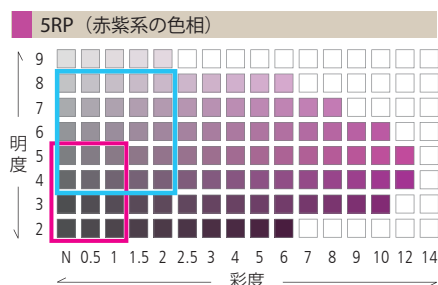
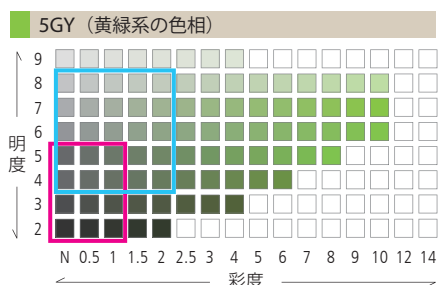
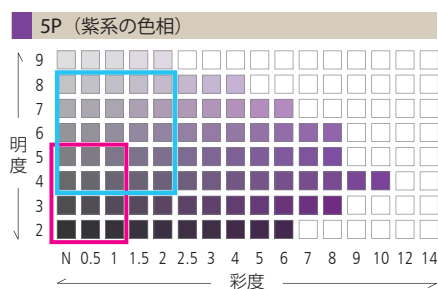
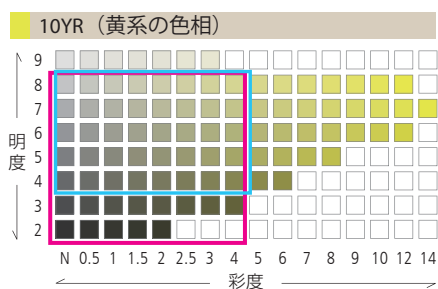
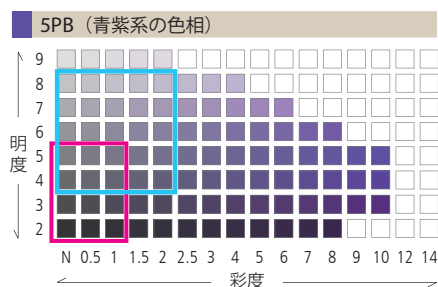
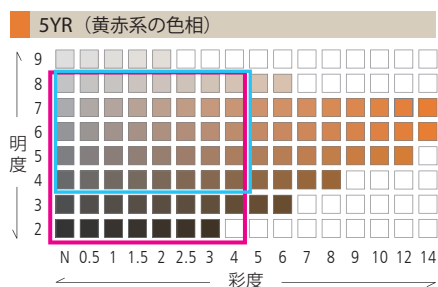
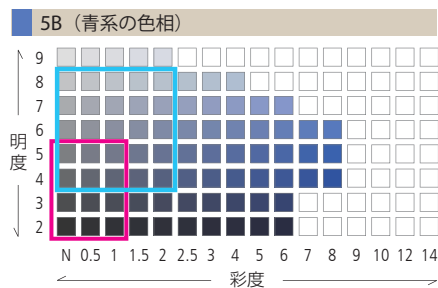
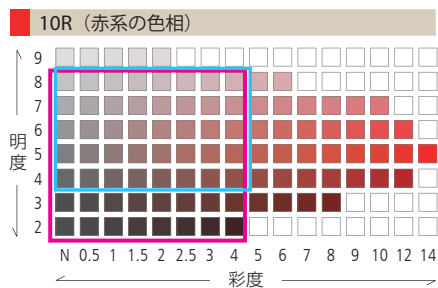
備考 1 色相、明度、彩度は JIS に規定されたマンセル値によります。
2 建築物の低層部は地上 10 m 以下かつ 3 階以下の部分をいいます。

マンセル表色系
を用いた定量的な
色彩基準の設定

- ・ 色相は、いろあいを表すもので、10 種の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベットとその度合いを示す 0 から 10 までの数字を組み合わせ表記します。
- ・ 明度は、明るさの度合いを 0 から 10 までの数値で表し、暗い色ほど数値が小さくなります。
- ・ 彩度は、あざやかさの度合いを 0 から 14 程度までの数値で表し、色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は 0 になります。
- ・ マンセル記号は、色相、明度／彩度を組み合わせ、5YR 6.0 / 3.0 のように表記します。



建築物の外壁に使用できる色彩の範囲



- 建築物の高層部
 建築物の低層部（地上 10m 以下かつ 3 階以下）

※この図は印刷のため、正確な発色ではない場合があります。

5 まちなみをつくるための工夫

御供所地区のまちなみをつくるためには、以下のような工夫をする必要があります。それぞれの地区の景観形成基準について、イメージ図を通してを理解します。

1. 建物の配置と高さ

古くから町家が継承してきた約束事は、御供所地区のまちなみをつくってきた重要な要素です。今後も十分配慮されることが望まれます。

(1) まちなみ壁面線とまちなみ斜線

① まちなみ壁面線

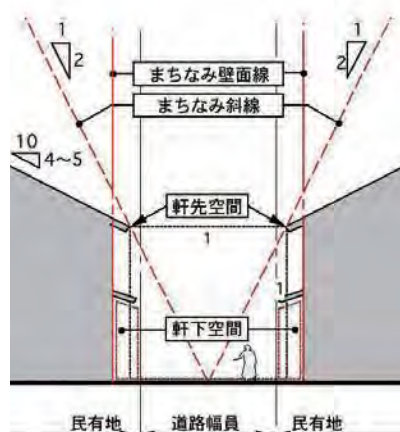
1階の底を道路境界線にそろえた場合、建物の壁面は道路境界線から1m程度の位置にあり軒下空間が確保されています。この壁面の位置を「まちなみ壁面線」とします。

② まちなみ斜線

建物による道路空間の囲み具合を示すもので、軒先空間と道路に面した部分の軒先の高さが1:1程度の比率にあるのが特徴です。これによりヒューマンスケールのまちなみが確保されています。道路中心線から1:2で立ち上がる斜線を「まちなみ斜線」とします。

③ まちなみ壁面線とまちなみ斜線の両方とも適用した場合

まちなみの連続性に優れ、かつて御供所地区の各通りで見られたまちなみに近いものです。



(2) 壁面の位置

通りの景観に大きく影響を与える壁面の位置について、補足として配慮すべき点を次に示します。

① 3階以上の壁面

まちなみの連続性を妨げないように、3階以上の壁面については前面道路から見えにくい位置まで後退させる。

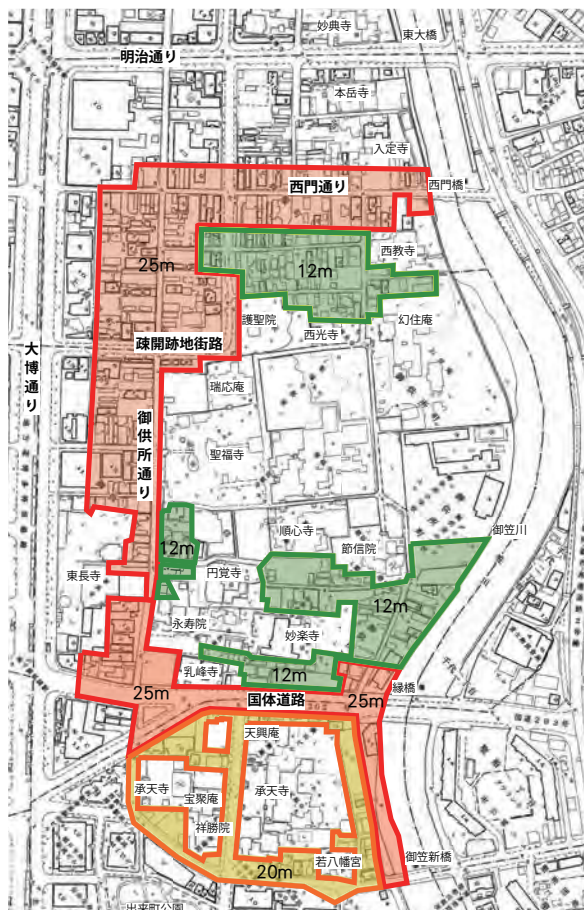
- ・3階の壁面をまちなみ壁面線より深く後退させた建物。
- ・3階の壁面をまちなみ壁面線より浅く後退させた建物。



2. 高さと色彩の基準

(1) 高さの基準

歴史的景観を保つ上で地区内に高さの目安となる数値基準を設けます。寺社から大きく突出せず、景観を損なわない圧迫感のないまちなみを目指します。



凡例
(地区ごとの高さの基準値を示す)

- 12 m**
寺社隣接地区
普賢堂地区
- 20 m**
承天寺周辺地区
- 25 m**
西門通り地区
御供所通り地区
国体道路地区
桶屋町地区

(2) 色の基準

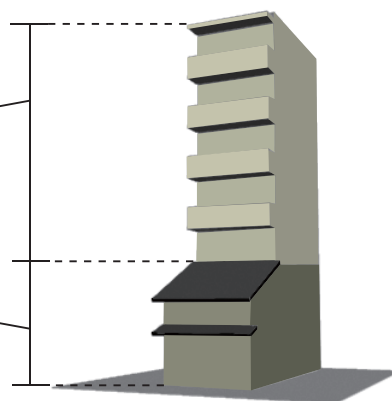
極端に派手な色彩の建物が建つことを防ぐため、建物の低層部と高層部にそれぞれ異なる色彩の基準を設けます。(色彩の数値基準については、25 ページの別表を参照)

①高層部

空に馴染むような圧迫感のない色彩

②低層部（地上 10m 以下かつ 3 階以下）

周囲の寺社群や伝統的町家と調和した落ち着いた色彩



3. 建築素材

建物の外観の建築素材は、まちなみに大きな影響を与えます。御供所地区では歴史ある景観を保つことが望まれています。古くから御供所地区で使用された建築素材ではなく、現代の建築素材を使用する場合にも上手く用いることで、これまでのまちなみと連続性のある景観を保つことが可能となります。

(1) 屋根

御供所地区では黒色系の瓦屋根のまちなみが特徴的です。伝統的な屋根形状は切妻平入、屋根材は黒色系の日本瓦葺となっています。近年では伝統的意匠を持つ新建材の屋根材も商品化されています。



(例) 瓦調屋根材

(2) 格子・建具

御供所の町家には木製の建具や縦棧の格子などが用いられてきました。壁面の多くを占める開口部は、昔からの景観要素である格子を用いることで統一感を高めることが可能です。木製以外の材料を用いる場合も、茶系の色彩を選ぶことによりまちなみへ調和しやすくなります。



(例) アルミ製格子

(3) 外壁

外壁は建物の印象やまちなみに大きく関わってきます。御供所地区では古くから使用されている素材、漆喰塗・塗壁・板張、等の素材を使用しており、これらの素材が年月を重ねて現存する御供所のまちなみを形成しています。サイディング等の素材の場合にも、テクスチャーや色彩などの選定により落ち着いたまちなみを形成できます。



(例) サイディング施工例

(4) 小物（建物の付属品）

まちなみはちょっとした気遣いで雰囲気が大きく左右されることもあります。格子は、室外機や電気温水器などを隠す目隠しとして利用もしています。アルミなどの金属を木目調に加工した格子なども商品化されています。



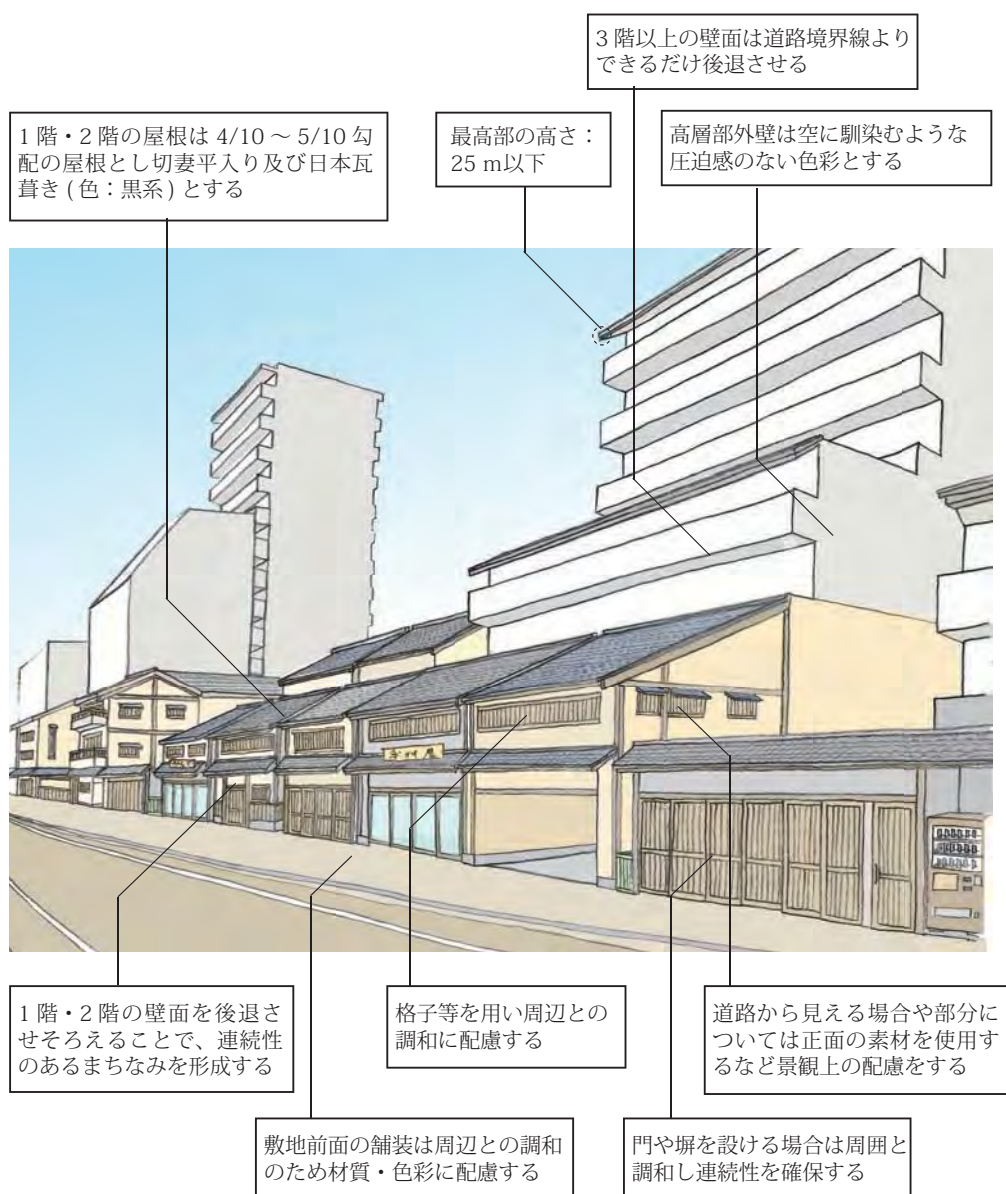
(例) 空調室外機目隠し
(アルミ製)

6 まちなみとモデルプラン

基準の実効性を強化するため、文章で示された基準をビジュアル化し、目指すべきまちなみモデルを示します。既存の建物もまちなみに配慮した修景を行うことで、まちなみの調和をはかります。

(1) 西門通りのまちなみモデル

歴史的な環境であるが、整備された広幅員道路に面し、まとまった敷地での高層化も進む通りでのまちなみのモデルを示す。



建築物の各部分の高さは原則として道路中心線から水平距離に2を乗じた値以下にする

御供所のまちなみ

御供所地区のまちなみがつくられてきた過程で大きな役割を果たし、現在もなお継承されているものを取りあげます。これは、町にとって何が重要であるのかを再認識するためであり、これからのまちなみを考える上での基礎となります。

御供所地区



都市景観形成地区

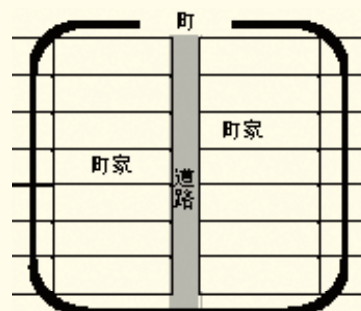
太閤町割りが残る道路

太閤町割り継承の区画道路

太閤町割り

現在の道路形状や、間口が狭く奥行きが深い短冊型の敷地形状は、豊臣秀吉によって行われた太閤町割りによって形づけられました。現在のように道路の中心が町の境界線になるのではなく、道路を中心とした両側の敷地で一つの町（流れ）が形成されています。（右図参照）

現在でも、この町割りによるコミュニティが継承されており、今後も大切にしていかなければならない大切な財産の一つです。



博多の町家

博多部には数多くの町家が存在していました。しかし、戦災と近代の生活の多様化などにより、その数は極端に少なくなっています。御供所地区の町家の間口は2.5～3間のものが多く、切妻平入り形式の屋根が特徴です。



寺社

御供所地区全体の約 1/3 の面積を占める寺社群は本地区の大きな特徴です。地区には、聖福寺をはじめ、日本最古の真言宗寺院である東長寺、山笠等の博多文化とも強い結びつきのある承天寺など有数の寺社が集まっています。伝統的な寺社建築物やクスノキなどの豊かな緑は、人々に安らぎを与えてくれます。

聖福寺

日本禅宗の始祖栄西禅師（1141～1215）が宋で5年間修行した後、建久6年（1195年）に将軍源頼朝を開基として創建した寺で、800年を超える歴史があります。護聖院、幻住庵等の塔頭を含め、境内には典型的な禅寺の伽藍形式がよく保存されており、国の史跡に指定されています。その他多数の歴史的価値の高い建造物、絵画等があります。



東長寺

寺伝では大同元年（806）、唐から帰国した空海が海辺の地に一伽藍を建立したと伝えられています。近世の焼失で、二代福岡藩主黒田忠之が現在地に再建しています。

重要文化財の千手観音像や、市指定建造物の六角堂があり、寺内は黒田家墓所として市指定史跡となっています。平成4年には「福岡大仏」が完成、その横には宝物展示室もあります。



承天寺

仁治3年（1242）、博多に住む中国人商人の謝国明が、宋から帰国した聖一国師を開山に迎えて創建しています。

国指定の重要文化財の寺蔵の釈迦三尊像（鎌倉期）、禅家六祖像（鎌倉期）、銅鐘（高麗時代）があります。境内には県指定考古資料の完形の蒙古碇石や、博多織の祖として伝える満田弥三右衛門の墓があります。



博多祇園山笠

毎年、7月1～15日に行われ、全国的にも有名な祭りの一つです。博多に疫病が流行した年に承天寺の開祖・聖一国師が津中の人々のかつぐ施餓鬼棚にのって町々に行き、甘露水（祈祷水）をまいて、その功德で疫病を退散させたのが発祥。博多祇園山笠の締めくくりに、興奮が最高潮に達する追い山笠は貞享4年（1687年）に始まったとされます。



お問い合わせ先

福岡市 住宅都市局地域まちづくり推進部 都市景観室

TEL : 092-711-4589 FAX : 092-733-5590

E-mail : toshikeikan.HUPB@city.fukuoka.lg.jp